

令和3年10月19日

保護者の皆様

豊見城市立とよみ小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

児童の安全のための「下校時刻の徹底」について（依頼）

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から、本校教育活動へご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、学校職員は、児童の下校後に、会議や研修、翌日の準備等を行っております。そのため、下校時刻後の児童管理を行うことはできない状況です。7月には、下校時刻後にお迎えを待っている児童がケガをするという事案が発生しました。そこで、他の市町村の情報を踏まえ、児童の下校時刻の徹底を行い、放課後に児童が学校に残らないようにしたいと考えています。ご理解とご協力をお願い致します。

記

1 下校時刻

(1) 【最終下校時刻】

5校時授業の日・・・15時15分

6校時授業の日・・・16時15分

(2) 授業終了時刻

	月	火	水	木	金
5校時	1～6年 【14:40】	1年 【15:05】	1～2年 【15:05】	1～3年 【15:05】	1～3年 【14:40】
6校時		2～6年 【16:00】	3～6年 【16:00】	4～6年 【16:00】	4～6年 【15:05】

2 内容

- (1) 上記の【最終下校時刻】以降に児童を学校に残すことはできません。
(放課後は、学校職員は他業務のため、児童の安全管理をすることができません。)
- (2) お迎えが必要な場合は、【最終下校時刻】以前にお願いします。
(学童、習い事なども同様です。)
- (3) 1～3年児童が兄弟を待つ場合は、上記時刻まで教室で待つことができます。ただし、確実に兄弟が迎えるようにご指導をお願いします。

3 その他

- (1) 放課後に学習等の必要があり、学校職員が最終下校時刻を超えて児童を学校に残す場合は、事前に保護者の同意を得ることとします。
- (2) この文書の内容は、10月末日までを周知期間（準備期間）とし、11月1日（月）より実施致します。